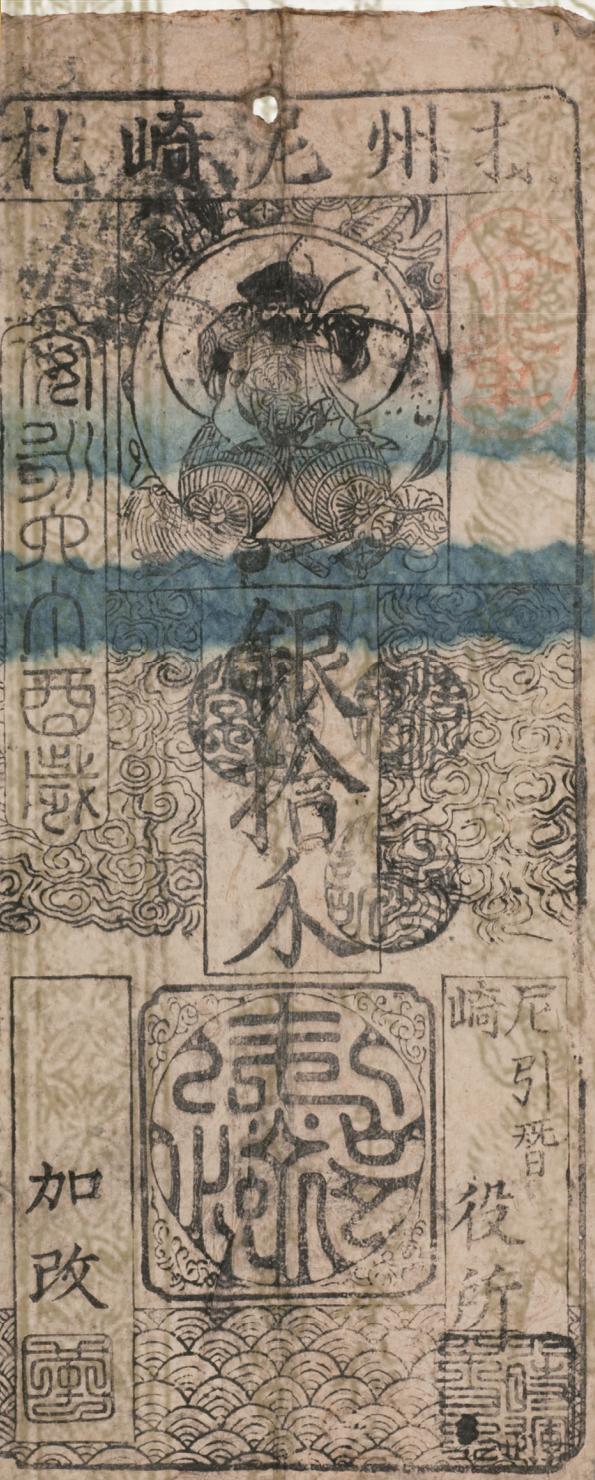


第2回教育展

—京都教育大学所蔵 古紙幣の世界—

「おかね」の歴史とデザイン



第2回「教育展」の開催にあたって

京都教育大学教育資料館長 村上登司文

「教育展」の第1回は、図書館主催による「大学の授業—教育学編一」でした。このたびの第2回教育展は、教育資料館主催により「お金」をテーマに開催いたします。

今回は社会科学科の中村翼先生に企画・実施をお願いしました。この教育展では、本学教育資料館の収蔵物の古紙幣より、お金の歴史とデザインにスポットをあてます。江戸時代から明治初期にかけて、紙幣の始まりから近代日本の紙幣制度の開始までの歴史を、わかりやすく解説します。展示構成は、江戸時代のお金の仕組みから、藩札のデザインと工夫、藩札に見られる人々の信仰、藩札以外の紙幣、明治時代の紙幣へと展開します。

現在は現金離れが急速に進んでおり、若い人ほど通信販売を利用し、電子マネーで買い物をしています。しかし今でも現金(1万円札)は強く惹きつけますが、その魅力と信用度はどこから来るのでしょうか。

中村先生の解説により、古紙幣(藩札を含む)は、その文字や数字、そして図柄、発行人物、さらには紙の厚さや色までが、自己主張をしてその意味を語り始めます。展示では、解説を読みながら江戸時代の古紙幣の世界を旅してください。

間近で見る古紙幣の企画展が、お札の世界をより深く知るために貢献できることを願っています。今回はコロナ感染もあり、参観者は学内の学生と教職員が中心となりますので、ぜひ図書館企画展示室までお越しください。最後に、本教育展の開催においてご尽力をいただいた先生や皆様方に、衷心より謝意を表します。

〈表紙の画像〉

左：摂津国尼崎藩銀札

中：伊予国大洲藩銀札

右：美濃国加納藩傘札

【凡　例】

・本冊子は、2020(令和2)年11月19日(木)から同年12月25日(金)まで、京都教育大学教育資料館まなびの森ミュージアムの主催で、同大附属図書館にて開催する、第2回教育展「「おかね」の歴史とデザイン—京都教育大学所蔵古紙幣の世界—」の解説付き団版目録である。

・解説文等の執筆は中村翼(社会科学科講師、教育資料館次長)が行った。
・本企画展の出陳品は、特に記載のあるものを除き、すべて京都教育大学教育資料館所蔵のものである。
・本企画展の開催にあたり、下記の機関および各位には多大な協力を得た。
ここに記して謝意を示したい。(五十音順・敬称略)

尼崎市立歴史博物館

東野将伸(岡山大学大学院社会文化科学研究科講師)

〈裏表紙の画像〉

左：讃岐国高松藩銀札

中：山田羽書

右：出羽国秋田藩銭札

背景：大蔵省兌換証券

「おかね」の歴史とデザイン —京都教育大学所蔵 古紙幣の世界—

中村 翼
(社会学科講師)

ごあいさつ

京都教育大学教育資料館（まなびの森ミュージアム）には、江戸時代から明治時代の初め頃に使われたお札（古紙幣）が、なんと 1,100 点以上も保管されています。これは全国的にも貴重なコレクションなのですが、残念ながらまだ広く知られているわけではありません。そこで今回は、京都教育大学所蔵の古紙幣のなかからいくつかを紹介したいと考えました。

ところで、現在の紙幣は、多少の例外はあっても額面（表示されている金額）ごとにデザインが決まっています。たとえば、一万円札と言えば「福沢諭吉」が描かれている、ということはみんなが知っていることでしょう。ところが実は 2024 年度から紙幣に描かれる人物が変わることになっています。現在でも紙幣のデザインは変化していくわけです。では、江戸時代はどうだったのでしょうか。今回展示する紙幣を一目みてもらえれば、実に多くのデザインのものがあったことがわかると思います。それも描かれている人・物だけでなく、形までいろいろ… 実にたくさんの種類があったことがわかります。なぜ、こんなことになっているのでしょうか？

本展示では、この謎をみなさんと一緒に解き明かしていきたいと思います。第1部では、江戸時代にはどのような「おかね」が、どのように使われていたのかを探っていきます。次に第2・3部では、いよいよ紙幣のデザインの謎に迫っていきます。ここでは「藩札」を素材にして、様々なデザインにこめられた工夫と人々の信仰の世界を探ります。第4部では、第3部までで紹介してきたことを念頭におきながら、様々なタイプの紙幣をじっくりながめてもらいたいと考えました。第5部では、明治時代の紙幣を展示し、今のお札（日本銀行券）につながる流れを整理していきます。

教育資料館（まなびの森ミュージアム）では詳細な画像もみられるデータベース「江戸時代から明治時代初期にかけての紙幣」も公開しています（<https://manabinomori.kyokyo-u.ac.jp/shihei/shiheitop.html>）。本展示では物足りない、もっとみたいという方は、そちらもあわせてご覧下さい。

第1部 江戸時代の「おかね」のしくみ

1-1. 金・銀・銅のお金

江戸時代に使われていたお金といえば、まずは徳川幕府（江戸幕府）が製造した金・銀・銅の貨幣があげられます。なぜ、金・銀・銅だったのでしょうか？いくつかの理由がありますが、これらの金属が耐久性にすぐれていて（サビにくく、燃えにくい）、かつ加工がしやすいこと、またとくに金・銀の場合ですが、貨幣以外での使い道が限られていること（そのため、武器や農具といった貨幣以外のものに加工されてしまう可能性が低い）が、まずあげられます。金や銀を貨幣として使用する例が世界の多くの時代・地域でみられるのは、こうした事情によります。くわえて、江戸時代に固有の事情としては、規模の大きな金山・銀山・銅山が幕府の直轄地とされていたことも重要です。金・銀・銅の貨幣であれば、幕府が品質や供給量を管理しやすく、幕府の都合によって、品質を上げ下げしたり、市場に出まわる量を増やしたり減らしたりできたからです。

さて、幕府が金・銀・銅の貨幣を製造するという仕組みですが、これは一朝一夕に作られたものではありませんでした。以下に、この仕組みが整えられるまでの流れをまとめておきます。

徳川家康が市場で広く流通させる目的で金貨・銀貨を発行したのは、関ヶ原の戦いで勝利をおさめた翌年にあたる慶長6年（1601）のこと。このとき作られた金貨・銀貨は、年号をとつて慶長金・慶長銀と呼ばれています。慶長金には慶長小判と一分金があり、小判は1枚1両、一分金はその4分の1の価値と決められていました。このように1枚ごとに額が決まっていて、個数を数えれば金額がわかる貨幣を「計数貨幣」といい、徳川幕府が発行した金貨は、全てこのタイプです。それに対し、慶長銀の価値は、枚数ではなく重さで決まります。このような貨幣を「秤量貨幣」といい、銀の単位には貫・匁・分が使われ、1貫（約3.75 キログラム）=1,000匁=10,000分と定められています。今からみれば、使う度に秤で測定するなんて大変と思うかもしれませんのが、実際には、丁銀と呼ばれる大きな銀貨は前もって一定の重さ（500匁など）ごとに和紙で包んで高額の取引に使っていたようですし、小玉銀（豆板銀）を使えば小額の取引や端数の処理にもある程度は対応できるなど、金貨にはない使い



やすさもあったようです。今回、展示している「銀秤」(No.1-1)は銀貨（主に小玉銀）の重さを計るための道具です。ちなみに、「東の金遣い、西の銀遣い」とも言われるように、江戸を中心とする東日本では銀貨が、大坂・京都をはじめとする西日本では銀貨がそれぞれ主に使われていました。

さて、金貨・銀貨の製造を始めてからしばらく後、寛永 13 年（1636）によく幕府は銅貨（銅錢）の製造に乗り出しました。ここで作られた銅錢は年号をとて寛永通宝と呼ばれ、今の硬貨とは違って金額が記されてはいないのですが、1枚で1文と定められました。相場は日々変動するのですが、目安としては 17 世紀には、金 1 両 = 銀 50 叉 = 4,000 文（18 世紀以降は、金 1 両 = 銀 60 叉 = 銀 4,000 文）といったところです。わかりにくければ、ざっくりと 1 文は 10 円ぐらいだと考えておいてください。こうして幕府が金貨・銀貨・銅貨を製造する体制が整つことになります。

なお、寛永通宝が作られる以前にも、銅錢自体は中国から輸入されたり、日本の各地で作られたりしていたため市場には出回っていたのですが、慶長 13 年・同 14 年の法令でこれらは割れているなど形態に大きな問題のあるもの以外は一律に「ビタ」とされ、寛永通宝の発行後には、ビタ 1 文は寛永通宝 1 文と等しい価値を持つとされました。ただし、寛永通宝が普及すると、ビタは次第に人々から避けられるようになり、寛文 10 年（1670）にはついに幕府によってビタの通用が停止され、銅錢は寛永通宝に一本化されます。こうして、幕府が製造する金・銀・銅の通貨のみが通用する仕組みが確立しました。

1-2. 人々が求めた紙のお金

買い物のとき、レジでの合計金額が 1,050 円だったが、自分の財布には 1 万円札が 1 枚あるだけ…。もちろん、お金は足りるわけですが、ちょっと微妙な気持ちになるかもしれません。まして、レジ前に「千円札と小銭、不足しています」なんて書いてあったりしたら…。あるいはこういった場合とは別に、自動販売機内におつりが不足しているために、自分はお金を持っていても飲み物を買うことができなかつたという経験をしたことがある人もいるかもしれません。

小銭があったらよかったのに——こうした思いは、今を生きる私たちよりも、江戸時代の人々の方が切実だったかもしれません。なぜなら、金貨（一分金でも 1 万円相当）はもちろん、重さで調整できる銀貨であっても 1 叉（1,000 円程度）以下になると非常に小さくなってしまい（1 叉の小玉銀でも直径 1 センチ以下！）、やっぱり不便だったからです。

銅錢（永楽通宝）があるじゃないかって？ たしかにその通りで、これが普及したこと、17 世紀の中頃には、小銭不足はある程度、解消されたようです。しかし、これと同じ頃から、江戸・大坂・京都のいわゆる「三都」が繁栄したことにくわえて、地方の経済が大きく発展したこと、一般の人々の間でも次第に通貨への需要が高まり、18 世紀には、銅錢は不足するようになってしまいました。

こうしたことを主な背景にして、人々に広く受け入れられたのが、各地の大名が発行した紙のお金、いわゆる「藩札」でした。藩札とは、大名（徳川幕府に仕える武士で 1 万石以上の領地を持つ者）が幕府の許可をとって、幕府が発行する金貨・銀貨・銅貨といつでも交換できるという約束で、基本的にはその大名が治める領地（藩）のなかでの通用を保証した紙幣です。金貨・銀貨・銅貨と比較したときの藩札の魅力は、使い勝手の良さだと考えられます。額面の低い藩札であれば、小銭の代わりになりますし、銀 1 叉と交換するのに銅錢だと約 100 枚 = 約 350 グラムが必要だったのに対し、紙のお金であれば 1 枚で良い（軽い！）というのは、大きな強みでした。この他、銀貨の重さを量る手間が省けることも、藩札の魅力です。

藩札をもっと知つてもらうために、まずは「高知藩金札」(No.1-2・1-3)をみてみましょう。「金壹両（金 1 両）」とあるのが額面、つまりは交換できる通貨の種類と金額を意味しています。対象となるのは金貨・銀貨・銅貨が主ですが (No.1-2 ~ 1-7)、米との引き替えができるお札もありました (No.1-8)。これは金貨・銀貨と交換できるお札の発行を本心では好ましく思っていない幕府の意向をくんで、米と引き替えるかたちにしたものと考えられます。おもしろいのは、第 2 部に展示している「小浜藩米札」(No.2-13)で、表向きは米 2 石の額面を持つ「米札」なのですが、実際には銀 100 叉とも替えられるようになって



いました。

もう一度、「高知藩金札」に戻ると、金額の下には「御銀方」とあります。これは藩内の財政担当の部署のことで、藩札を金貨（銀札なら銀貨）に引き替えてくれるところが記されています。呼び方は「度支官」（額面の上に印字）（No.1-6）、「米会所」（一番左の行に記載）（No.1-8）など藩によって様々です。これ以外にも、後でみる「姫路藩銀札」（No.1-10・1-11）、「加納藩傘札」（No.1-12）の場合のように、藩の御用商人が作った組織が指定されることもありました。

ところで、江戸時代の紙幣は一般に「何と交換できるか」を基準に「金札」「銀札」と呼ばれており、本展示でもその呼び方に従っています。たとえば、高知藩が発行した金1両の紙幣だから、「高知藩金札」といったかたちです。

また、今のお札の場合、どちらが表でどちらが裏かは法律で決められていて、一万円札なら福沢諭吉が描かれている面が

表です。それに対して、江戸時代の紙幣にはそうした区別が厳密にはなされていませんでした。ただし、通常は額面が書かれている方を表面とみなすことが多いので、本展示でもそれにしたがって記しています。

1-3. 藩札はなぜ作られたのか？

藩札は、なぜ作られたのでしょうか？先ほどは、小銭が不足していたとか、軽さが強みだと書きました。実際、「今尾藩銭札」（No.1-9）には、「釣銭」と表記されており、おつりとして使う小銭としての性格がみてとれます。しかし、これは人々が藩札を受け入れた主な理由であって、大名（藩）が紙幣を発行した主な理由は、これとは別のところにあったようです。藩が紙幣を発行した最大の目的は、お金（とくに金貨・銀貨）を自身の手元に集めることでした。



金貨・銀貨・銅貨は徳川幕府が発行したのですが、それらは江戸・大坂・京都といった大都市やその周りの地域には多く供給されたものの、それ以外のほとんどの地域には十分に行き届いたわけではありません。そうしたなか、各地の大名（藩）は、主には次の①～③の方法で金貨・銀貨を手に入れようとした。①、領内の人々が大名に納めた年貢米を大坂の中央市場で売ること。②、藩内で作られる特産品を藩外に向けて売ること。③、藩札の発行です。

このうち③に関して補足すると、大名（藩）は、藩内の人々が持っている金貨・銀貨・銅錢を若干のプレミアをつけて自らが作った藩札と交換し（たとえば、銀貨 100 収を藩札 101 収と交換）、藩内の人々に対して、藩内での取引を原則として藩札のみで行うよう命じました（ただし、その場合でも、発行されている藩札の額面の最少額よりも小さい額の取引の際には、例外的に銅錢の使用が認められていました）。また、藩札を発行している藩のなかには、摂津国の尼崎藩など、藩内での金貨・銀貨の使用を認めているところもありました。この命令は、他藩から一時的にやってくる商人や旅行者も対象とされており、こうした人々が藩の外に出て行く場合、藩札を金貨・銀貨・銅貨に戻してもらうのですが、手数料が必要でした。こうして大名は藩札を発行することで、藩内で生活する人々や、藩内にやってくる人々から、大量の金貨・銀貨・銅貨を得ていたわけです。そして、このようなメリットが意識されたことで、19世紀には西日本のほとんどの藩が藩札を発行するようになりました。

ところで、藩札はもとが紙ですから、紙作りと木版印刷の技術が一定の水準を満たしていれば、発行にかかるコスト自体はそこまで高くはありません。そして藩札というものは、後で求められれば金貨や銀貨、銅貨と交換することを条件に、今その時に必要なお金を前借りするためのアイテムでもありました。そのため、とくに幕末になると、経済的に苦しくなった藩が（換金できる能力を超えた）大量の藩札をばらまいてしまい、地域の経済を混乱させてしまうケースも出てきます。もっとも、このような大失敗をする事例は、そこまで多くはなかったようですが、ともかくも当面の藩財政を乗り切るための資金の前借りを目的とする藩札発行は、しばしばみられるところです。

さて先ほど、大名が金貨や銀貨を獲得する方法として、藩札発行以外にも、①・②を挙げました。これらはいずれも、藩内の物を藩外で売って金貨や銀貨を得る点で共通するのですが、ここで注目したいのが、②の特産品の販売と③の藩札発行が結びつくケースです。とくに19世紀になると、いくつかの藩では、藩内の特産品をめぐって、その生産・流通・販売などを藩の全面的な管理下に置き、そこから発生する利益を独占する仕組みが作られるようになりました。これを専売制といいます。そして藩外に売る特産品を生産者から買い入れる手段として藩札がしばしば発行されました。

ちょっと難しい話なので、「**姫路藩銀札**（木綿札）」（No.1-10・1-11）と「**加納藩傘札**」（No.1-12）を例に、具体的にみてみましょう。

姫路藩（現在の兵庫県姫路市）では、文政4年（1821）に姫路城下の錦町に設けられた「御国産物会所」（専売の対象となる特産品の生産・流通・販売を監督する機関）が、藩札（木綿札）（No.1-10・1-11）を発行するようになります。そして、「会所」は、この藩札で特産品である木綿を生産者から買い取り、買い取った木綿を大坂などで売ることで、大坂で流通している銀貨を姫路藩内にもたらす役目を果たしました。そして、このとき生産者に渡された藩札は、木綿の販売によって得られた銀貨と交換できるものとされたため、紙幣として高い信用を得ることになりました（紙幣としての信用が増すと、わざわざ藩内では使用が禁止されていたり、禁止されていなくても使い勝手に劣る銀貨と交換する必要もなくなりますから、藩は銀貨を手元に蓄えることができました）。

加納藩（現在の岐阜県岐阜市）の場合は、少し複雑ですが、これもだいたい同じ仕組みが取られていました。加納藩の特産品は傘です。年間 50～60 万本、年間で約 1 万両の売上があったとされ、その 6 割が江戸に出荷されていました。加納藩の藩札（傘札）（No.1-12）を発行したのは、傘を取り扱う御用商人



かさどんや
が組織した傘問屋（「産物会所」という）で、傘問屋は、藩から傘を独占販売する権利を認められていました。そのため、多くの傘が江戸に出荷されたといつても、傘を生産する業者自身が勝手に販売できたわけではなく、生産業者は藩から指定された仲介業者を通じて、傘問屋にいったん作った傘を渡さねばなりませんでした。この時、傘問屋は傘の代金として生産者に半額を藩札（傘札）で、残りを銀貨で支払いました。傘問屋が藩の公認を得て自ら発行した藩札（傘札）によって、代価の半額を払うわけですから、これは傘の調達資金の半分を前借りしたことになります。そして、傘問屋は仕入れた傘を最終的に江戸に出荷し、江戸の金貨・銀貨を加納藩内にもたらす役割を果たしたわけです。

ちなみにこの傘札ですが、表面には「傘壹本／銀四匁分（傘1本／銀4匁分）」として、金額だけでなく、傘の本数も一緒に記載されています。しかし、ここに記された傘の本数（1本）はあくまでも名目的なもので、銀立ての方（4匁）がこの藩札の価値となります。どうやら当時の最高級の傘の値段が基準になっているらしいのですが、藩札の価値の裏付けが傘（商品）であることを強調することで、特産品をアピールするなどの狙いがあったと考えられています。



第2部. 藩札のデザインと工夫

2-1. 藩札の基本

第1部でみてきたように、藩札は大名（藩）の都合によって、主に金貨・銀貨を手元に集めるために発行されたものでした。またその一方で、人々の経済活動が活発になるなかで、小銭の不足や金貨・銀貨・銅貨の使い勝手の悪さを補う紙幣として、広く一般の人々に受け入れられていました。このように、藩札は幅広い階層の人々が使うものでしたから、それに応じて、そのデザインには様々な工夫がなされました。ここでは藩札のデザインについて、掘り下げてみたいと思います。

まず、藩札の大きさですが、これは地域によっていろいろなのですが、縦15~17センチ、横4~6センチ程度の短冊型をしていることが多いようです（巻末の展示目録を参照）。

藩札に使われる用紙は、どのようなものだったのでしょうか？多くの場合、密度が高く、厚手のものが使用されました。藩札は繰り返し使われますので、丈夫でないといけません。そのため、数枚の紙を貼り合わせて厚みを増すこともなされました。結果として、1ミリ前後とそれなりの厚みを持つものが多くみられます。紙の密度も重要です。「紙の密度」というのは聞き慣れない表現かもしれません。紙とは、植物の纖維をほぐして水の中で分解したものを、薄く漉して脱水・乾燥させたものですから、紙の密度が高いとその分しまった紙に、低いとふかふかした紙になります。使われる植物としては、楮が多く、その他には雁皮、竹、木綿、三桠などをませたものもあります。どんな植物の纖維をどのように混ぜるかによって、色合いや肌触りも変わってきますので、ここを工夫することで簡単には偽造されなくなるという効果も期待できました。偽造対策、つまりニセ札対策については次節で詳しく解説します。

また、藩札に記載・印字された内容ですが、第1部でも少し紹介したように、①、藩札の額面。②、札元（藩札の発行業務を行う組織や商人）の名前。③、藩札を金貨や銀貨に引き替えることのできる場所（札元が兼ねることが多いが、別の人や場所が指定される場合もある）。④、発行時期と使用期限が、基本的な記載内容となります。これ以外では、文章やイラストが印刷されているものが目立ちますが、これらについては、現物を紹介しながら改めて説明することにしましょう。

2-2. 藩札のユニバーサル・デザイン

これらにくわえて注目しておきたいのが、ユニバーサル・デザインとでもいべき、「おかね」を使いややすくするための工夫です。まずは、「鳥取藩銀札」（No.2-1）を見てみましょう。額面を示す「三分」という文字の上にドングリのようなものが3つ描か



No.2-1 鳥取藩(因幡国)銀札 表(全体・部分)

れています。これは「如意宝珠」^{によいほうじゅ}という仏教に関係するアイテムで、あらゆる願望が意のままにかなえられるという不思議な玉です。では、なぜ、3つなのか？それは、この藩札が3分札だからです。つまり、これは金額を示すマークというわけ。江戸時代の日本は、世界的には識字率が高かったとされてはいますが、それでも日常的には文字を使わない人が少なくありません。そこで文字に慣れていない人々でも金額がわかりやすいような工夫がなされたというわけです。

^{たかまつ}「高松藩銀札」(No.2-2～2-4) や「秋田藩金札・銭札」^{いまいし}(No.2-5～2-7)、「今井氏銀札」(No.2-8・2-9) でも同じような工夫がみられます。

まず「高松藩銀札」ですが、これは額面に応じて四隅が切断されています。金額が大きいほど切られている箇所が少ないの



左から No.2-5～7 秋田藩(出羽国)金札・銭札 表

ですが、暗がりでも使いやすい、同じ金額毎に束ねるのに便利などといったメリットがあったのだと思われます。

「秋田藩金札・銭札」と「今井氏銀札」は、額面に応じて下地の色が異なっています。たとえば、秋田藩の場合、1朱金 (= $\frac{1}{16}$ 両金 = $\frac{1}{4}$ 分金) は茶色、銭 100 文は桃色、銭 50 文は青色の紙が使用されました。なお、今井氏は和泉国堺の旗本です。旗本とは、徳川幕府の將軍に仕える武士のうち、大名(1万石以上)には及ばないけれども、將軍と直接会うことはできる身分の者を言います。旗本が自らの領地で流通させるために発行した紙幣は、「旗本札」と呼んで「藩札」とは区別するのが普通です。京都教育大学でもそのように分類しているのですが、旗本ともなれば、世間的には立派な「お殿様」ですから、旗本札は藩札と同様に扱ってよいでしょう。



左から No.2-2～4 高松藩(讃岐国)銀札 表



左から No.2-8・9 今井氏(和泉国堺)銀札 表

2-3. 偽札への備え

藩札のデザインは、人々にとっての便利さだけでなく、先ほど藩札の用紙に関連して少しだけ触れたように、ニセ札対策の意味でも工夫がなされていました。色々な方法がとられていますので、現物をみながら紹介していきましょう。

まずは「尼崎藩銀札」(No.2-10・表紙左)ですが、この藩札には対応する同種の版本(No.2-11)が現存しており、尼崎市(兵庫県)の指定文化財となっています(版本は、所蔵者である尼崎市立歴史博物館からお借りしたものです)。版本は、上から頭・中・下という3つのパーツに分かれており、接木を使って連結されています。これらは、今ではまとめて一つの木箱に収められていますが、当時は3つそれぞれが別人によって厳重に保管されていました。これは藩札を自由に製造できないようにするための工夫です。また、藩札の版本は、それ自体が偽造され



No.2-10 尼崎藩(摂津国)銀札 表



No.2-11 銀十匁札版木(尼崎市指定文化財)

ないようにするため、藩札の発行後には焼却されるのが普通でした。この版本は、廃棄されずに今まで伝えられているきわめて珍しいアイテムなのです。

※頭版には、一番上に「摂州尼崎札」の文字が書かれ、その下には大黒天の図像と、読みにくいフォントですが、「安永六」の文字が縦書きで刻まれています。中版には、中央に「銀拾匁」とその右に「丁酉歳」の文字が、下版には、中央に品質を保証する極印が刻まれています。そして、極印部分の左には「尼崎／引」と「替所／泉屋利兵衛」と刻んだパートがはめ込まれているのがわかります。これらを組み合わせて「尼崎／引替所・泉屋利兵衛」と読みます。これは藩札の札元となつた人物の名を明記したものです、泉屋利兵衛は当時の尼崎藩の財政の一部を担った御用商人でした。

ところで、「尼崎藩銀札」(No.2-10)の場合、目を引くのは、頭版と中版の境目にそって引かれた青の線ではないでしょうか。インクの滲み?汚れ?そうではなく、これは「泥引き」といつて、刷毛などで銀泥(粉にした銀を溶かして作る絵の具の一種)で色をつけた横線を引くことで、偽造を防ごうとした技法によるものです。「麻田藩銀札」(No.2-12)にも同じ技法が使われています。泥引き自体は珍しい技法ではないのですが、麻田藩は尼崎藩と同じ摂津国にあり、近くの藩の工夫が参考にされたのかかもしれません。

次に「小浜藩米札」(No.2-13)を見てください。一見、何の変哲もない藩札ですが、光を当ててみると「ワカサ」の文字が浮き出る仕組みになっています(下図右側を参照)。これは今のお札(日本銀行券)でも使われている「透かし」という技術です。今のお札は、浮き出るところだけ紙の繊維が多くなるようにしている「黒透かし」という技術が用いられているのですが、この「小浜藩米札」では「白透かし」といって、和紙を作る際に漉簾に型紙



No.2-13 小浜藩(若狭国)米札 表



No.
2
-
12

あさだ
麻田藩(摂津国)銀札
表

No.
2
-
14

ふくい
福井藩(越前国)銀札
表



No.
2
-
15

おちあい
萩藩(長門国)銀札
裏

No.
2
-
18

いづみ
泉藩(陸奥国)銀札
表

を縫い付けて行うことで文様を白く抜く方法が使われています。これ以外にも、もっと単純に、三枚の紙を重ね合わせる際に、文字や模様を切り抜いた紙を真ん中に間に挟み込むことで、文字や模様が浮き出る仕掛けをとった藩札もあったようです。

偽造を防ぐための工夫は、これ以外にもありました。「福井藩銀札」(No.2-14)のように多色刷りを採用するのも、その一つです。通常、藩札は墨一色なのですが、これは赤・青・黒の三色が使われています。この他、効果の有無についてはなんともいえないのですが、「萩藩銀札」(No.2-15)では、裏面中央に「防長通鈔。宝暦印製。私交易及偽造者糺(私に交易および偽造する者は糺す)」と印刷し、この藩札を「防長通鈔」と呼ぶこと、宝暦年間(1751～64)に発行されたこと、藩の目が届かないところで勝手に銀貨と交換したり、偽造した者には罰を与え



No.2-16 柳川藩(筑前国)銀札 表・部分

る決まりであることが明記されています。

最後に、これもよくみられる工夫として、一般の人々には読むことができない文字を組み込む例を、いくつか紹介したいと思います。たとえば、「柳川藩銀札」(No.2-16)では、額面の上に不思議な文様が書かれていますが、これは梵字です。梵字とは古代インドで使われていた文字を基礎にしており、日本では仏教のお経や供養塔などで主に使用されました。「大洲藩銀札」(No.2-17)は、どうでしょうか。額面の下にある文字は、韓国などで使われているハングルと同じにみえます。であれば、右から「アナモドダ」と読めるのですが、実はハングルではなく、「神代文字」と呼ばれるもの(江戸時代において、漢字伝来以前の日本列島で使用されたと考えられた文字)で、そうであれば、「ワナメタ(ああ、めでたい)」と読めるそうです(これについては、金



No.2-17 大洲藩(伊予国)銀札 表・部分

きりはらけんしん
城学院大学の桐原健真氏ならびに北海道大学の橋本雄氏の
ご教示を得ました)。この他にも、京都教育大学には所蔵されて
いないのですが、オランダ語の単語が印字されているものも確
認されています(貨幣博物館所蔵「浜松藩銀札」)。

以上の様に、藩札には偽造を防ぐために色々な仕掛けが施
されていたわけですが、陸奥国の泉藩で使われた「**泉藩銀札**」
(No.2-18) のように非常にシンプルなデザインのものもあります。ただ、これについても、円形の印判(ハンコ)が捺されることでホンモノであることが証明できるようになっています。



第3部 藩札のデザインと人々の信仰

3-1 藩札のモチーフ

ここまで便利さや偽造防止といった機能面に注目しながら、藩札のデザインにこめられた意味を追ってきました。しかし、最近、お札のデザインが変更されることがニュースになったとき、世間で一番の関心事になったのは、いったい誰が描かれることになるのかということだったように思います。一万円札を「(福沢)諭吉」と呼んだりすることが多くあるのも、肖像画の部分がまさにお札の「顔」とみなされていることの表れです。

では、江戸時代はどうだったのでしょうか?江戸時代の日本を象徴する人物といえば…。やっぱり天皇?それとも徳川家康をはじめとする歴代の将軍?あるいは藩札なのだから、ここは藩主(大名)でしょうか?しかし、ここまでいくつかの藩札を実際に観察してきた皆さん、それらのいずれでもないことに気が付いているかもしれません。以下では、藩札に描かれたイラストのうち、比較的よく使われるものをとりあげていきたいと思います。

3-2 七福神

藩札に描かれるモチーフのうち、もっとも一般的なのが七福神です。七福神とは、恵比寿神・大黒天・毘沙門天・弁才天・寿老人・福禄寿・布袋という七人の福の神をまとめていう呼び名です。個々の神々ではなく、全員をまとめて信仰されるようになるのは、戦国時代からとされています。『梅津長者物語』という説話において、京都の梅津(今の京都市右京区)に住む貧乏だが清い心の持ち主である夫婦の夢枕に七福神があらわれ、夫婦と一緒に宴会をしたとあるのが、早い例です(したがつ



No.3-1 尼崎藩銀札 表・部分



No.3-2 尼崎藩(摂津国)銀札 表・部分



No.3-4 檀羅藩(大和国)銀札 表・部分

て、「ラッキーセブン」とは無関係)。そして江戸時代には全国に広まり、様々なご利益をもたらす、ありがたい神様として藩札にも数多く姿を現すことになったわけです。では、この七福神、それぞれにどんなご利益があるとされたのでしょうか?

恵比寿神

まずは恵比寿神 (No.3-1)。出自については様々な説があり、はつきりしないのですが、いざれにせよ日本の神話に由来する神様のようです。狩衣と指貫を着て、風折鳥帽子をかぶるという平安時代以降のお公家さん(貴族)の普段着で、釣り竿を持ち、鯛を抱える姿から、漁業と商売繁盛の神様とされました。網でなく釣り竿であるところがポイントで、「釣りして網せず」。つまりはむやみに多くの富を得ようとしない、つましい気持ちでいることが、商売繁盛の秘訣なのだということです。



No.3-3 麻田藩(摂津国)銀札 表・部分

大黒天

大黒天は、インドのシヴァ神の化身の一つであるマハーカーラが、日本神話の大國主神とあわさった神様です (No.3-2)。マハーとは「大」、カーラは「黒」を意味し、マハーカーラの「大黒」と大国主神の「大国」とが「だいこく」つながりで同じものとされたわけです。背中にかつて大きな袋が特徴で、二つの米俵の上に立って、打ち手の小槌を持っています。頭巾をかぶっているのは、「上をみない」という謙虚さを示すもの。そして二つの米俵は、「二俵で満足する」という、これまた恵比寿神と同じく、欲を張らない清らかな心を表しているのだそうです。

弁才天

弁才天も、もともとはインドの河川にまつわる神様ですが、日本では技芸の神として信仰を集め、琵琶を持った女性の姿で



No.3-5 福山藩(備後国)銀札 表・部分



No.3-6 おおず 大洲藩(伊予国)銀札 表・部分



No.3-7 もりおか 盛岡藩(陸奥国)米札 表・部分

描かれることが一般的です (No.3-3)。河川や技芸にまつわる弁才天が七福神の一人とされたのは、弁才天の「才」が「財」に通じることから福德の神ともみなされたからと考えられます。

ところで、「櫛羅藩銀札」(No.3-4)には八本の腕を持ち、頭上には鳥居が載るという、一風変わった姿の図像が描かれています。実はこれも弁才天です。藩札のイラストではわかりませんが、本来はおじいさんの顔を持つヘビの姿をした奇妙な神様(宇賀神)も載っています。これを載せた弁才天は「宇賀弁才天」と呼ばれ、鎌倉時代に新たに生み出された日本独自の神様です。とくに鎌倉の宇賀福神社の「銭洗い弁天」が今ではよく知られ、巳(ヘビ)の日の巳の刻(午前9~11時頃)に境内の清水で硬貨を洗うと、倍になって戻ってくるといわれています。

毘沙門天

七福神のなかでただ一人、甲冑を着て怖い顔をしているのが、毘沙門天です (No.3-5)。仏教を守護する四天王の一人で、仏道修行をする人々を災難から守り、命を延ばし、さらに金銀福財を与えると説かれたお経があることから、福の神としての信仰を集めました。

寿老人と福禄寿

寿老人と福禄寿は、中国の道教(民間宗教)に由来を持ちます。実はこれらはもともと同じ神様で、両者ともに中国で「寿星」と呼ばれた星が擬人化されたものです。「寿星」はカノープスという南半球の星で、北半球にある中国で観測されることは珍しく、この星が現れると天下は治まる信じられていました。これが二種類の神様になったのは、唐代(618~907)には黒い頭巾をかぶって杖をつき、鹿を従える老人として描かれたのに対し (No.3-6)、宋代(960~1276)以降には、長い頭を持ち、白い髭をたくわえた老人として描かれたからです (No.3-7)。

布袋

最後の布袋は、唐代末期に実際にいた契此かいしという仏僧がモデルです。契此は、巨大な太鼓腹を持ち、杖と大きな布の袋を携え、その中に身の回りのものを全てつめこみ、人々から食べ物ほどこの施しを受けながら各地を転々とする生活を送ったといわれています (No.3-8)。こうした生き方から欲のない素直な気持ちの持ち主とされ、信仰を集めたのです。また、契此はどんな時でも常に笑顔であったことから、施しをする側を満ち足りた気持ちにさせたのだそうです。まさしく「笑う門には福来たる」の体現者といえます。

以上、七福神について簡単に紹介をしてきました。福の神は、欲張らず、信心深く、清い心でいることの大切さを私たちに教え



No.3-8 盛岡藩(陸奥国)米札 表・部分

てくれます。「足るを知る」ことで無用な欲をかかず、満ち足りた気持ちになれるし、それこそが富を築く秘訣だというわけです。こうした教えは、時代を超えて私たちに多くのことを教えてくれますし、実際に江戸時代の人々は、この教えに従って一生懸命に働き、そのこともあって平和と繁栄の世の中を実現しました。評価のしかたは様々ですが、江戸時代の日本は、世界のなかでも相當に高い生活水準にあったと考えられています。

しかし、一方でこうした教えは、武士として、百姓として、町人として、自身の「身の程を知る」ことが大事とする考え方をも、人々にすりこんでいきました。また、貧困を自分が至らないせいだとし、弱者を切り捨ててしまうような考え方を結果的に人々の間に広めたことも、無視できないところです。たとえば、明和元年(1764)の閏12月から翌年正月にかけて、武藏・上野・下野・信濃の4ヶ国の中山道沿いの村々で20万人を超える百姓が大きな一揆を起こしました。江戸時代最大の百姓一揆といわれるこの騒動のあらましを伝える『狐塚千本館』には、こんな話があります。「きわめて貧なるもの」であった平助は、怠けず働いているのに、日々の生活がままならないと長者(お金持ち)である甚左衛門に語るのですが、甚左衛門の返事は次のようなものでした。「大黒天の教にそむき、おごりを棄てない愚かな心のせいで、貧しい暮らしをいたすなり。」

3-3 霊獸・縁起物

日本人は無宗教とよくいったりはしますが、今でも正月には神社に初詣に行き、お盆にはお寺にお墓参りをし、クリスマスを祝うのと同じで、江戸時代の人々の生活にも、広い意味での宗教・信仰が様々に根付いていました。先にみた七福神は、日本神話の神様やインド・中国の神々をモデルに、それらが混ざり合ったかたちで信仰されたものでしたが、これ以外にも当時の藩札を調べていくと、江戸時代の人々の信仰の世界を垣間みることができます。

鶴と亀

まずは、「小浜藩米札」(No.3-9・3-10)をみていきましょう。札の最上部に描かれているのは、鶴と亀です。「鶴は千年、亀は万年」というように、鶴と亀は長寿の象徴として、ありがたい動物とみなされました。また中国の民間信仰では、仙人が空中を移動するときには仙鶴に、水中を移動するときには玄亀に乗るとされ、人知を超えた力をもつ仙人に仕える動物として、鶴と亀もまた不思議な力を持つと考えられたようです。亀については、「浦島太郎」の話でおなじみかと思います。

龍・鳳凰・麒麟

中国の古典に由来する靈獸・神獸としては、龍や鳳凰、麒麟もいます。まずは「津山藩銀札」(No.3-11)に描かれている龍から。龍は、水をつかさどり、雨を降らせるなど、天候を操る力を



左から No.3-9・10 小浜藩(若狭国)米札 表

持つ靈獸であり、皇帝のシンボルともされました。また鳳凰と麒麟は、高い徳と仁の心を持つ聖人・王者が生まれ、平和な世の中が訪れると、その姿を現すものと考えられていたようです。2020年の大河ドラマのタイトルは「麒麟がくる」ですが、これは戦国時代の終わり(平和の到来)を意味しているのでしょうか。さて、その姿ですが、「大洲藩銀札」にみえる五色の靈鳥が鳳凰で(No.3-12)、これを鳥類の長とするなら、諸獸の長とされたのが五色の背毛を持つ麒麟です(No.3-13)。ちょっとややこしいのですが、麒麟は、動物園でみられるキリンとは全く別の生物(?)です。

不思議な力を持つ宝物

以上は、(想像上の)生物なのですが、2-2であげた如意宝珠をはじめとする特殊な力をもつアイテムも、藩札にはよく描か



No.3-11 津山藩(美作国)銀札 裏・部分



No.3-12 大洲藩(伊予国)銀札 裏・部分



No.3-14 秋月藩(筑前国)銀札 表・部分

れました。ここでは、そういったアイテムが勢揃いしている「秋月藩銀札」(No.3-14)から紹介しましょう。

上部に「預」という文字が書かれていますが、その下にあるのが「宝袋」です。文字通り、財宝が入った袋のことです。そこから反時計回りにいくと、何やら逆三角形のものに多数の波線が付いているアイテムがありますが、これは藩札の左上すみに描かれた帽子(笠)とあわせて、「隠れ笠・隠れ蓑」というものです。いずれも病や災害など身の危険から姿を隠し守ってくれるものとされています。ちなみに、隠れ笠は男性、隠れ蓑は女性が使う文様です。この二つの間に置かれている文様は、「花輪違い」といって円を重ねたデザインから「円満を繋げる」という意味があるのだとか。右上の折れ曲がった太い線がついているアイテムは、宝鍵といって宝物庫や蔵の鍵です。ちなみに京都教育大学

の近くある伏見稻荷大社の狐のなかにも、これをくわえたものがいます。ドングリのかたちをした如意宝珠については先にみましたが、その下には「打ち出の小槌」がみえます。大黒天の持ち物でもあり、財宝を打ち出し、願いをかなえてくれる槌(ハンマー)です。このように「秋月藩銀札」には、様々なアイテムが描かれていますが、この文様は「宝づくし」といって、今でも着物の文様として使われているものです。また、藩札にはこれらのアイテムが個別に描かれることもよくあります。

また「鶴田藩銀札」(No.3-15)にみえる「宝船」も、縁起物としてよく好まれました。宝船というと今では七福神の乗り物のイメージが強いかもしれません、そのように描かれるのは明治時代に入ってからのように、江戸時代には、米俵が載せられたものが比較的多くあります。



No.3-13 大洲藩(伊予国)銀札 裏・部分



No.3-15 鶴田藩(美作国)銀札 裏・部分

第4部 様々な紙幣



No.3-16 たわらもと 田原本藩(大和国)銀札 表・部分



No.3-17 大洲藩(伊予国)銀札 裏・部分

神仏

最後に、神獣や宝物以外のものとして、神仏をモチーフにしたものを見せておきましょう。一つは、「**田原本藩銀札**」(No.3-16)にみえる観音です。色々なお経に登場する仏ですが、悟りを開くための修行中の身で、あらゆる人々を救済するため様々な姿に変身し、どんな所にでも現れます。この藩札に描かれた姿は、「聖観音」と呼ばれるもので、蓮の花の上に乗り、左手に蓮の花を持った女性として表現されています。観音はもともとは男性か、あるいは性別を超えたものとされていたのですが、日本や中国では次第に女性の姿で描かれることが増えてきました。

もう一つは、「**大洲藩銀札**」(No.3-17)に描かれた二見が浦(三重県伊勢市)の夫婦岩です。伊勢神宮に参拝する前に訪れ、身を清める場とされたのが二見が浦で、いまでは縁結びのパワースポットとして人気の観光地です。この藩札が作られた伊予の大洲藩は、日本の古典や神話の研究が盛んに行われていたことでも知られていますが、天皇の祖とされる天照大神をまつる伊勢神宮に関係するデザインが使われたこととも関係するかもしれません。

江戸時代の紙幣について、ここまででは大名(藩)が発行した「藩札」を素材に説明してきました。しかし当時、紙幣を作っていたのは藩だけではありませんでした。大名ではない旗本による紙幣(旗本札)(No.2-8・2-9)があつたことは先に触れましたが、それだけではなく、皇族(宮家)や寺社、有力な町人も独自に紙幣を発行していました。そもそも藩札自体、次に取り上げる「山田羽書」など、それ以前に使われていた民間の紙幣をヒントに作られたものだったのです。

山田羽書

山田羽書は、伊勢神宮の門前町である宇治山田の町衆が発行したもので、日本最古の紙幣といわれています。伊勢には、金遣いが主であった東日本からも、銀遣いが主だった西日本からも、多くの人々がお参りにやってきました。そして彼らはせっかく伊勢まできたのだからと、お祓いやご祈祷を依頼し、お土産などをたくさん買っていきます。門前町で宿泊もしたでしょう。しかし、第1部でもみたように、金貨・銀貨を持って行つても小銭がなければ支払いには不便です。おつり不足で支払いを断られるかもしれません。かといって、銅銭は重たいですから、伊勢までの長旅に大量の銅銭を持っていくのは大変です。そこでお参りにきた人々にむけて、宇治山田の門前町で通用する小額紙幣(小銭の代わり)として「**山田羽書**」(No.4-1・4-2)が作られるようになりました。山田羽書がはじめて発行されたのは、17世紀初頭で、幕府が寛永通宝を発行するより前のことです。その後、宝永6年(1709)から、原則として7年ごとに紙幣のデザインがリニューアルされ(古いものは回収)、明治時代になるまで発行され続けました。

山田羽書は、お金の歴史を語る上で、とても重要な位置にあるものですから、そのデザインについても、少し詳しくみていきましょう(No.4-1)。まず、表面に「式分預」とあるのが羽書の額面で、銀2分の価値があるという意味です。その上には大黒天が描かれています。これをふくめて額面の上下に描かれたイラストは、日本や中国の古典に由来するモチーフや縁起物が主ですが、羽書ごとに異なります。下部には三行の文字列がありますが、真ん中の「弓場条右衛門」がこの羽書の発行業務の中心となつた人物です。それを挟んで右側には「此羽書以六拾四匁」、左側には「金壱両渡可申候」とあります。これは「この羽書を(銀)64匁分用意すれば、金1両と交換します」という意味。この羽書(銀2分)ならば、320枚で金1両と交換できるということです。なお、元文5年(1740)以降の山田羽書は、金額によって色が違います。これは銀2分札だから黄色ですが、No.4-2の羽書は、銀1匁札なので白色です。この他、銀5分札は青、銀3分札は赤と定められていました。

次に裏面をみてみましょう。まず、目に飛び込んでくるのは、恵



比寿神のイラストだと思います。先に山田羽書は宝永6年以降、7年ごとにデザインが変わると説明しましたが、変化するのはこの部分で、七福神のどれかが描かれています。したがって、ここにどの七福神が描かれているかで、羽書の発行年時を判別することができるわけです(ただし、七福神が決まった順番に並ぶのではなく、大黒天、毘沙門天、恵比寿、福禄寿が目立ちます)。また、No.4-2 の山田羽書が発行された年については、横地誠人氏よりご教示を賜りました)。また最上段には「山田羽書総中」とありますが、これが羽書の発行責任者となる団体で、全部で 404 名(その一人一人を「株」といいました)からなります。この団体(404 名)は、40 組に分かれているのですが、下部の「二俣保組」はその一つで、羽書の発行を実際に担当したグループのこと。「二俣保組」の文字の上段におされた円形のマーク(印章)は組の目印です。また組のメンバーは、最下部に書かれた10名で左下の「弓場条右衛門」がリーダーになります。

宮家札・公家札

宮家とは、皇族のうち「○○宮」という称号(宮号という)を代々名乗ることができます。その一つである伏見宮家は、今では残っていないのですが、南北朝時代から戦後



間もない時期まで続く長い歴史をもち、江戸時代の最後の頃には、この「伏見宮銀札」(No.4-3・4-4)を発行しました。銀札としての仕組みは、藩札や旗本札と同じで、宮家の領地内で使用されたり、宮家が借金をする際の引替券として発行されたものと考えられます。実際、No.4-3の表面の下部にちょっと読みにくい字ですが「此札銀子与引替可申也」とあり、額面は銀1匁ですから、「この札は銀1匁と交換することができます」という意味だとわかります。ただし、No.4-4の裏面に「和州南都引替御用所」とあるように、この銀札と銀貨の交換を実際に行うのは、宮家ではなく、大和国(和州)にある引替所でした。この引替所は、宮家のお金を預かったり、あるいは宮家にお金を貸し付けたりする今の銀行のような役割を果たす商人だと思われます。

なお、ここでは伏見宮家が発行した紙幣を紹介しましたが、他にも閑院宮家・有栖川宮家が発行した札などがあります。また皇族ではなく、公家が紙幣を発行することもありました。これらの特徴も、ここでみた伏見宮家のものとほぼ同じです。

寺社札

江戸時代に自分が支配する土地を持っていたのは、大名・旗本などの有力な武士だけではありません。皇族や公家もそうですが、お寺や神社のなかにも自らの領地を持っているものがありました。そして、そうしたお寺や神社が藩札・旗本札・宮家札・公家札と同じように、自分の領地で使える紙幣を発行することもありました。それが「寺社札」と呼ばれるものです。

その実例として、「住吉社銀札」(No.4-5)をみてみましょう。表面の下部には「住吉勘定方」とありますが、これは住吉社(今の大坂府大阪市)のお金を取り扱う部署のこと。これが札の発行機関ですから、「住吉社銀札」となるわけですが、その上に書かれた「銀壹匁(銀1匁)」という額面の左側には、ちょっと読みにくいですが、「右、此手形を以引替相渡可申候」とあります。こ



これは「右のこと(銀1匁)については、この手形(札)をもって引き替えてお渡します」という意味です。また、これも藩札の場合と同じですが、寺社は寺社札の発行により、今までに必要なお金を前借りできることになりますから、寺社札が作られるのは、主に建物(堂塔・社殿)を再建したり、修築するため、一度に多くの資金が必要になった時が多かったようです。たとえば、「浅香宮銀札」(No.4-6)には、表面の額面左側に「材木買入切手」とありますが、これにより、浅香宮(今の大阪府堺市)がこの銀札(切手)を発行することで、神社の修築に必要な材木を買うための資金を前借りしたことを知ることができます。

町村札

江戸時代になって、各地を結ぶ物の往来が活発になり、商工業が発展していくと、街道沿いや水運・海運の拠点になる港を中心に各地に町場(まちば) (地方都市) が出来ました。そうした地域では、商人や村の代表者(庄屋など)によって独自に紙幣が発行されることがありました。京都教育大学では、こうして作られた紙幣を「町村札」として分類しています。ここでとりあげる伊丹や西宮(いずれも今の兵庫県)の銀札が、その例です。

「伊丹酒造取締方銀札」(No.4-7)は、伊丹の特産品であった酒(日本酒)造りをする業者のグループ(当時の言葉で「仲間」といいます)が発行したもので、彼らは両替商(今の銀行のような役割を担っていた町人)に預金をしていたので、その両替商宛ての手形を発行し、支払いに利用していました。この札を指定された両替商(裏面に記された伊丹両替商の津国屋庄兵衛)のもとに持つて行けば、いつでも銀貨に引き替えてもらえるわけで、それによって紙幣としての信用を得ていました。

「西宮惣会所銀札」(No.4-8)も同じ仕組みですが、引替所が二つ記されており、表面には「難波屋太吉」、裏面には「播磨屋平八郎」とあります。難波屋太吉は大坂の両替商で、播磨屋



平八郎は西宮駅の年寄(指導者)です。複数の引替所を指定することで信頼を高めようとしたものと思われます。

鉱山札

やと
鉱山などの作業場では、日雇いのかたちで労働者を集めることが多くありました。そして、日雇い労働者に賃金を支払う際、彼らの作業区域である集落(鉱山町)でのみ通用する紙幣を用いることがあります。それを「鉱山札」と呼びます。日雇い労働と言つても、一日で終えてすぐに他所に行くのではなく、鉱山町でその日暮らしのお給料をもらい続けるかたちで一定期間生活していくことが多かつたので、こういった方法がとられたわけです。

さて、今回の展示では、「阿瀬山銀札」(No.4-9)と「宝永山銀札」(No.4-10)を出しています。どちらも但馬国の鉱山で、前者の裏面の右下には、「阿瀬銀山本場賃銀切手」とあり、こ





これが賃金の支払いに使われたことが知られます。また後者の裏面には、「山内通用」とあり、これが「山内」、つまりは宝永山の鉱山町でのみ通用するものであったことがわかります。

宿駅札

江戸時代に全国をつなぐ主要な交通路として使われたのが、東海道・中山道・甲州街道・奥州街道などの街道でした。街道の各地には、宿駅・伝馬所・問屋場・渡川会所などが置かれました。今とは違って車や鉄道がない時代ですから、道中では、移動の手助けや荷物を運ぶために馬を借りたり、橋がかけられていない川を超えるための渡し船や人夫（通行人を駕籠などのせ、人夫がそれを担いで川を渡りました）を借りたりすることもしばしばでした。その時の賃金支払いに使えるように、江戸時代後期から明治時代にかけて、個々の宿駅などが発行したのが、「宿駅札」などと呼ばれる札です。鉱山での賃金支払いの手形（金券）として鉱山札が使われたのと同じ仕組みですが、鉱山札に比べて銭札が目立つことが特徴です。旅行者が重たくかさばる銅銭をあまり持ち歩かなかったこともあり、江戸・大坂・京都のような大都市とは違い、地方の街道沿いでは銅銭（小銭）が不足しがちでした。そのため、小銭替わりになる札の発行が求められたわけです。

ここでは「摂津国郡山伝馬所銭札」（No.4-11・4-12）と「三河国岡崎宿銭札」（No.4-13）を展示しています。どちらも「賃銭」「人馬賃」とあり、賃金支払いに使われたことがわかります。そして、岡崎宿札にある「午十二月限」というのは使用できる期限（午の年の12月）を意味し、「御用駅融通」と明記し、使用できる場所が岡崎宿（御用駅）に限されることを示しています。



第5部 明治時代の紙幣

5-1. 明治政府が目指したお金の仕組み

慶應3年(1867)11月、徳川幕府の將軍徳川慶喜が政権を明治天皇をいただく新政府(明治政府)に渡し(大政奉還)、翌年9月には年号が「明治」に改まります。こうして徳川幕府が解体されるのですが、それによってお金の仕組みや使われ方は、どのように変わったのでしょうか?

これまでみてきたように、江戸時代には幕府が金貨・銀貨・銅貨を発行していましたが、人々の日常生活においては、金貨・銀貨が使われることはまれであり、小額貨幣である銅貨(寛永通宝)や藩札をはじめとする紙幣が主に使われていました。ただし、西日本では銀遣い、東日本では金遣いが主流だったうえに、金貨(1両=4分=16朱の四進法)と銀貨(1貫=1,000匁=10,000分の十進法)では単位も異なり、交換レートは日々一定していました。また、藩札やその他の紙幣にしても、種類がたくさんある上に、その流通範囲は特定の藩や地域に限定されていて(ただし、藩が定めた流通範囲を超えて、藩札が人々に使われることもありました。1-2でも書いたように人々がその便利さから藩札を求めたことが背景にあります)、全国どこでも通用するような紙幣はどこにもありませんでした。

近代国家として日本全国に一律の制度を敷こうとした明治政府の目には、このような江戸時代の貨幣制度は、複雑で使い勝手の悪い仕組みと映りました。そのため明治政府は、新たな貨幣の制度を作り上げていきます。その制度作りは大きくいって次のような方向性をもっていました。一つは、取引を金立てに一本化し(銀立て、すなわち銀貨を単位とする取引の停止)、計算しやすい十進法を採用すること。もう一つは、紙幣の発行主体を一元化し、そして作られた紙幣を全国で通用させることです。前者は、お金の使い方、考え方の問題で、後者は、お金の発行と流通に関する問題です。

しかし、これらの改革は一度にすぐさまなされたものではありませんでした。少々複雑ではあるのですが、以下では、京都教育大学が持っている紙幣を紹介しながら、そのプロセスを追いかけていきましょう。

5-2. 藩札の後継者：太政官札と民部省札

太政官札

明治政府がはじめて発行した紙幣は「太政官札」と呼ばれる金札で、慶應4年(1868)5月から明治2年(1869)7月までに、4,800万両が全国に出まわりました。太政官とは、明治政府の最高行政機関で、立法・行政・司法の機能を備えていました(明治18年内閣が設置されたことで廃止されます)。

「太政官札」(No.5-1・5-2)は、凹版刷り(版木の彫ったところが黒くなる印刷の仕方。反対に、小学校の図工の時間で作る木版画のように彫ったところが白くなる印刷の仕方を凸版といいます)の簡易なもので、それ以前の藩札と同じ縦長で、上部には糸で綴じるための穴があけられています。表面には、菊と桐を配した唐草文様で額面(10両)を囲んでいます。その下方には発行機関である「太政官会計局」の文字をおき、双龍(藩札でもよく使われた文様です)でこれを囲んでいます。裏面には、鳳凰・桐・瑞雲などに囲まれるかたちで「慶應戊辰発行。通用十三年限」とあり、これが発行年(戊辰年は、慶應4年)と



No.5-1 太政官札 表



No.5-2 太政官札 裏

通用期間(13年間)を示します。

太政官札の額面は、10両・5両・1両・1分・1朱と様々ですが、ポイントはこれらが全て金貨の単位であることです。明治政府はちょうど太政官札を発行する直前に銀立ての取引を停止しており、ここにお金の数え方を金立てに一本化しようとした明治政府の方針をみてとることができるわけです。

もっとも、明治政府が太政官札を発行した背景には、もっと切実な事情がありました。江戸時代の大名(藩)が、藩札を発行することで金貨・銀貨を手元に集めようとしたのと同じで、明治政府が太政官札の発行を通じて期待したことは、厳しい懐

事情の改善でした。というのも、大政奉還がなされたといつても、鳥羽・伏見の戦いによって幕を開けた旧幕府勢力との内戦(戊辰戦争)は終わっておらず、しかも明治政府には十分な軍資金の蓄えがありませんでした。そこで明治政府は、太政官札を発行し、それとの交換を通じて市中にある多種多様なお金を回収したり、必要な物資を買い集めることで、不足していた戦費の足しにしようとしたわけです。このように、太政官札とは、まさしく明治政府によって作られた藩札の後継者なのだといえます。また、新たな時代にむけた産業の振興や困窮した人々の救済のため、明治政府が藩(大政奉還後も、廃藩置県がなされる明治4年まで、多くの藩が続きました)や民間へ太政官札を渡すかたちでお金を持ち出すこともありました。

では、このような太政官札は、人々に受け入れられたのでしょうか?昔の研究では、できたばかりの明治政府には十分な信用がなく、実際に発行された太政官札も10両札や5両札などの高額のものがほとんどであったため(幕末から明治時代初期には、それ以前より金の価格が大きく下がっていたとはいえ、1両は今の2万円程度の価値があった)、使い勝手が悪く(太政官札のみではおつりが出せない)、その上、額面の分の金貨との引き替えもできない決まりだったので、あまり流通しなかったと考えられてきました。

しかし、近年の研究では、違った評価がなされるようになってきています。というのも、藩札とは違って太政官札は全国どこでも通用するという強みがあり、そのことが遠距離を往き来し、高額の取引を主に行っていた商人のニーズに合っていたことも確かだからです。実際、次に取り上げる民部省札が発行される頃には、太政官札は高額取引には便利な紙幣として広く使われるようになっていました。

民部省札

額面が高すぎるという太政官札の弱点を補う小額紙幣として、明治2年11月からは「**民部省札**」(No.5-3・5-4)の発行も始まります。当時、太政官の下で財政を担う大蔵省(今の財務省)が国内の行政全般を担当する民部省と合併していたので、このように呼ばれました。民部省札は、太政官札ではありませんが、発行されなかった金1分から金1朱のものが主で、これは人々から一定の好評を得ていたようです。とはいえ、金1朱でも現在の1,000円近い価値がありますから、今のお札と小銭のようには、太政官札と民部省札が流通したわけではありません。そうしたなか小銭として使われたのは、実は江戸時代以来の藩札で、これらはいぜんとして特定の地域でのみ使える小額貨幣として流通していました(ただし、銀札は使用できなくなっていたので、「○○匁」といった銀立ての額面は「○○文」として銭単位に書き換えられました)。明治政府は、藩札を早く民間から排除したいと考えていたようですが、便利なものはそう簡単にはなくならないということです。



No.5-3 民部省札 表



No.5-4 民部省札 裏

西郷札

ところで、先ほど明治政府が太政官札を発行した最大の目的は、戦費の調達だといいましたが、全く同じ目的で、明治政府以外の勢力も独自に紙幣を発行したことが知られています。いわゆる「^{さいごうさつ}西郷札」(No.5-5・5-6)といわれるもので、南九州の士族(江戸時代における武士)を率いて反政府をかけ、西南戦争を起こした西郷隆盛が発行したもので、紙幣といつても実際には紙ではなく、布でできているのですが、基本的な性格は太政官札や藩札と同じです。表面には「明治十年」とありますが、まさに西南戦争が起こった年で、この札の性格をよく示して

います。ちなみに、これらの西郷札ですが、西郷らの反乱が鎮圧されると価値がなくなり、明治政府によても多くが廃棄処分されたので、残っているものは結構なレアモノなのだそうです。

5-3. お金の近代化

明治政府は、金貨・銀貨・銅貨がそれぞれ異なる単位で使われていた江戸時代の仕組みを改めていきます。まず、銀立て(貫・匁・分)の取引を停止し、金立て(両・分・朱)への一本化を進めたのですが、この点は、太政官札のところで確認した



No.5-5 西郷札 表



No.5-7 大蔵省兌換証券 表



No.5-6 西郷札 裏



No.5-8 大蔵省兌換証券 裏

通りです。さらに、明治政府は、明治4年(1871)には「新貨条例」を公布し、金貨の単位を「両・分・朱」から「円・錢・厘」に改めました。これは単なる名称変更ではなく、それまでの四進法を十進法へと変更するものでした。これにより、1円=100 錢 =1,000 厘と定められたことになります。これは、計算のしやすさにくわえて、アメリカのドル・セント・ミルにあわせて円・錢・厘を設定しようとした結果です(1ドル=1円、1セント=1錢、1ミル=1厘)。また、1円は1両と同じ価値とされたので、今と当時では1円の価値が全然違うことにも、注意が必要です。

大蔵省兌換証券

「円・錢・厘」単位のお金としては、明治政府が新たに作った金貨・銀貨・銅貨が、まず挙げられます。江戸時代のものとは違い、円形で穴の空いていないコインである点が特徴です。ただし、その量は十分ではなく、紙幣もあわせて作られました。日本初の「円」単位の紙幣、それが「**大蔵省兌換証券**(No.5-7・5-8)です。これは文字通り、大蔵省が額面と同じ金貨との交換(兌換)を保証したチケットなのですが、発行主体を示す表面の下部には大蔵省ではなく、「為換座三井組」(三井住友銀行の源流の一つ)とあります。このようになっているのは、大蔵省が当時において高い信用を持っていました民間の三井組に証券の発行を委託することで、証券を安定的に発行しようとしたためです。そして、裏面(No.5-8)に「此証券ハ新紙幣出来次第書面之金高本位金貨にて引替可申(この証券は新紙幣ができ次第、額面の金貨に引き替えることができます)」とあるように、明治5年に明治政府による「**新紙幣(明治通宝)**(No.5-9)の発行が始まると、次第にそれと交換されていき、やがて明治11年にはその通用が停止されました。



No.5-9 新紙幣(明治通宝) 表

大蔵省印付の藩札

ちょっととイレギュラーなかたちで通用することになった錢・厘単位の紙幣もあります。「**福岡藩銀札**(No.5-10)を見てください。江戸時代に使われた藩札と全く同じにみえませんか?その通りです。実はこれ、藩札に大蔵省の朱印を捺し、新たな額面の紙幣としたものなのです。朱印の文字は読みにくいかもしませんが、額面(「預銀三分」)の上部にかけて「**武厘大蔵省印**」(「大蔵省印」の部分は2文字×2行)とあります。これ以外にも、1厘~5錢未満の額面の朱印を捺したものがあります。明治政府は、小銭となる銅貨よりも金貨・銀貨の発行を優先し、額面の小さいお金が不足したため、このような方法が採られました。これらは後に新紙幣や小額貨幣が十分に出回るようになるなかで、次第にそれらと交換され、回収されていきました。こうして藩札は、「**新紙幣**(No.5-9)にその役割を譲って市場から退場していく、明治12年には、政府によって藩札の回収終了が宣言されることになります。

江戸時代から使われていた藩札は、最終的に政府が発行した「新紙幣」によって交換され、回収されていったわけですが、皆さんが普段使っている紙幣は、政府が発行したものではありません。手元にお札があれば確認してほしいのですが、漢字で書かれた額面(「千円」「壹万円」など)の上には「日本銀行券」と書かれているはずです。銀行券というのは銀行が発行する債務証書で、昭和6年(1931)以前には、日本銀行にこれを持って行けば、額面と同じ価値の金と交換してもらえることになっていました。もっとも通常は、人々が一旦これを銀行に持参して金と交換することはなく、支払時に他人に渡したり、他人から受け取ることに違和感を持つ人もほとんどいません。このようにして



No.5-10 福岡藩(筑前国)銀札(大蔵省朱印) 表・部分



銀行券は事実上の通貨(紙幣)として扱われる所以、信用に基づく流通という仕組み自体は、藩札とも共通しています。

※現在は、銀行券を日本銀行に持つても金とは交換できません。その代わり、日本銀行券を支払いに使った場合、相手はその受け取りを拒絶できないというルールが法律(日本銀行法)で定められています。普段これが意識されるかどうかは別ですが、この法律によって日本銀行券は通貨としての機能を保障されています。



No.5-11 大阪為替會社札 表



No.5-12 西京為替會社札 裏

銀行券

日本で初めて発行された近代的な銀行券が、「**為替會社札**(**為替會社紙幣**)」(No.5-11・5-12)と呼ばれるものです(為替會社とは、今では「銀行」にあたる bank の訳語です)。発行が開始されたのは「新貨条例」より前の明治2年ですから、まだ「両」「錢」の単位が使われています。

ここでは「**大阪為替會社札**」(No.5-11)と「**西京為替會社札**」(No.5-12)も展示しています。他にも京都教育大学には、東京・大津の為替會社札が所蔵されているのですが、このように為替會社は複数あり、今のように発行機関が一本化されていませんでした。また、為替會社の経営がすぐに悪化したことや(経営に関する知識や熱意の不足が原因とされます)、発行された札の量も少なかったことからあまり流通することもなかったようです。実際、同じ年に民部省札が発行されると、それから1ヶ月ほどで「為替會社札」は発行されなくなり、次第に市場での使用も停止されていきました。

このように「為替會社札」の構想自体は失敗に終わったといつよいと思いますが、やがて様々な試行錯誤を経て、明治15年には日本銀行が開業し、明治18年に「**日本銀行券**」の発行が始まります。そして日本銀行券は、藩札や太政官札・民部省札に代わって流通していた「新紙幣」の回収をともないながら、1890年代には日本に定着していくことになります。さらに日露戦争が終結した翌年にあたる明治39年には、政府によって「紙幣類似証券取締法」が制定されます。この法律により、日本銀行以外が紙幣を発行することを禁止できるようになります(この法律はいまでも生きています)、紙幣の発行の一元化が達成されることになります。江戸時代のように様々な人や組織が独自にお札を発行する時代は、これでいったん幕を閉じます。

◎岡山大学大学院社会文化科学研究科講師の東野将伸氏には、本パンフレットの制作にあたり、全般にわたってご教示いただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。ただし、本文中に誤りがあれば、その責任は全て執筆者にあります。

主要参考文献

- ・尼崎市「尼崎の文化財」尼崎市ホームページ <https://www2.city.amagasaki.hyogo.jp/bunkazai/sitei/hansatu-hangi/hansatu-hangi.html> : 2020年11月3日、最終閲覧
- ・稻葉政満「〈貨幣の歴史学9〉さまざまな藩札：偽造防止の工夫」(『にちぎん』17、2009年)
- ・岩橋勝「〈貨幣の歴史学8〉さまざまな藩札：江戸期藩札の流通実態」(『にちぎん』16、2008年)
- ・岩橋勝『ビジュアル日本のお金の歴史：江戸時代』(ゆまに書房、2015年)
- ・岩橋勝『近世貨幣と経済発展』(名古屋大学出版会、2019年)
- ・戎光祥出版株式会社編集部(編)『図説七福神：福をさずける神々の物語』(戎光祥出版、2002年)
- ・柏谷誠「〈貨幣の歴史学 11〉円の誕生」(『にちぎん』19、2009年)
- ・加藤慶一郎「日本近世の私札：摂津国伊丹郷町を中心に」(『社会経済史学』81-4、2016年)
- ・鹿野嘉昭『藩札の経済学』(東洋経済新報社、2011年)
- ・小林延人『明治維新期の貨幣経済』(東京大学出版会、2015年)
- ・草野正裕『ビジュアル日本のお金の歴史：明治時代～現代』(ゆまに書房、2016年)
- ・福井市立郷土歴史博物館(編)『福井藩札と江戸時代の貨幣』(福井市立郷土歴史博物館、2011年)
- ・桜井英治ほか(編)『〈新体系日本史 12〉流通経済史』(山川出版社、2002年)
- ・高木久史『通貨の日本史：無文銀錢、富本錢から電子マネーまで』(中公新書：中央公論新社、2016年)
- ・千枝大志「中世後期の貨幣と流通」(『岩波講座日本歴史』8、岩波書店、2014年)
- ・日本銀行調査局(編)『〈図録日本の貨幣5〉近世信用貨幣の発達1』(東京経済新報社、1974年)
- ・日本銀行調査局(編)『〈図録日本の貨幣7〉近代幣制の成立』(東京経済新報社、1973年)
- ・日本銀行金融研究所「ワークショップ「藩札の紙質・印刷技法について」の模様」(『金融研究』16-1、1997年)
- ・深谷克己『〈日本歴史・私の最新講義〉民間社会の天と神仏：江戸時代人の超越観念』(敬文堂、2015年)
- ・松坂市立歴史民俗資料館(編)『〈企画展〉続・藩札と羽書：MIE のエコマネー』(松坂市立歴史民俗資料館、2015年)
- ・宮本又郎・中林真幸「貨幣と空間、そして時間—藩札の形成、流通、銷却：故作道洋太郎名誉教授遺贈資料より—」(『大阪大学総合学術博物館・第4回企画展〉時空のなぞ：AINSHUTAIN・イヤーによせて』https://www.museum.osaka-u.ac.jp/jp/event_content/ercaenia-2005-panel/kahei_to_kukan/kahei_to_kukan.html : 2020年11月3日、最終閲覧)
- ・安丸良夫・庄司吉之助・林基(校注)『〈日本思想体系 58〉民衆運動の思想』(岩波書店、1970年)
- ・山本ひろ子『異神：中世日本の秘教的世界』下(ちくま学芸文庫：筑摩書房、2003年)
- ・横地誠人『改訂版：度会府札』(私家版、2017年)

展示目録

注)整理番号は、京都教育大学教育資料館が公開しているデータベース「江戸時代から明治時代初期にかけての紙幣」に対応します。

展示番号	資料名	額面	表裏	整理番号	年代	外寸(mm)
1. 江戸時代の「おかね」のしくみ						
1-1) 金・銀・銅のお金						
1-1	銀秤	-	-			
1-2) 人々が求めた紙のお金						
1-2	高知藩(土佐国)金札	金1両	表	552	慶応2年(1866)10月	166×48
1-3	高知藩(土佐国)金札	金5分	裏	556	慶応2年(1866)10月	166×48
1-4	園部藩(丹波国)銀札	銀5匁	表	955	享保年間	152×48
1-5	園部藩(丹波国)銀札	銀1匁	裏	956	享保年間	137×43
1-6	臼杵藩(豊後国)銀札	銀20匁	表	1115	不明	181×51
1-7	新庄藩(出羽国)銭札	銭100文	表	344	天保14年(1843)	152×44
1-8	佐賀藩(肥前国)米札	米3升	表	886	子年11月	144×49
1-3) 藩札はなぜ作られたのか?						
1-9	今尾藩(美濃国)銭札	銭48文	表	174	不明	127×31
1-10	姫路藩(播磨国)銀札	銀10匁	表	430	不明	150×53
1-11	姫路藩(播磨国)銀札	銀1匁	裏	392	不明	153×43
1-12	加納藩(美濃国)傘札	傘1本(銀4匁)	裏	194	慶応3年(1867)	127×33
2. 藩札のデザインと工夫						
2-1) 藩札の基本						
2-2) 藩札のユニバーサル・デザイン						
2-1	鳥取藩(因幡国)銀札	銀3分	表	1114	享保16年(1731)11月	154×36
2-2	高松藩(讃岐国)銀札	銀3分	表	613	天保3年(1832)	185×57
2-3	高松藩(讃岐国)銀札	銀2分	表	614	天保3年(1832)	177×53
2-4	高松藩(讃岐国)銀札	銀1匁	表	615	天保3年(1832)	174×55
2-5	秋田藩(出羽国)金札	金1朱	表	336	不明	161×51
2-6	秋田藩(出羽国)銭札	銭100文	表	339	慶応元年(1865)	154×36
2-7	秋田藩(出羽国)銭札	銭50文	表	341	慶応元年(1865)	123×30
2-8	堺(和泉国)今井氏銀札	銀1匁	表	233	文政10年(1827)	155×39
2-9	堺(和泉国)今井氏銀札	銀5分	表	239	文政10年(1827)	141×36
2-3) 偽札への備え						
2-10	尼崎藩(摂津国)銀札	銀10匁	表	708	安永6年(1777)	191×80
2-11	銀十匁札版木(尼崎市指定文化財)尼崎市立歴史博物館所蔵	-	-			
2-12	麻田藩(摂津国)銀札	銀1匁	表	716	不明	148×42
2-13	小浜藩(若狭国)米札	米2升(銀1匁)	表	4	寛政10年(1798)	157×58
2-14	福井藩(越前国)銀札	銀100匁	表	21	元治年間	175×53
2-15	萩藩(長門国)銀札	銀10匁	裏	50	不明	150×36
2-16	柳川藩(筑前国)銀札	銀5匁(米1斗)	表	933	天保3年(1832)	184×57
2-17	大洲藩(伊予国)銀札	銀5匁	表	587	慶応4年(1868)	162×44
2-18	泉藩(陸奥国)銀札	銀2分	表	140	不明	122×32
3. 藩札のデザインと人々の信仰						
3-1) 藩札のモチーフ						
3-2) 七福神						
3-1	尼崎藩(摂津国)銀札	銀3分	表	709	嘉永4年(1851)	179×41
3-2	尼崎藩(摂津国)銀札	銀1匁	表	710	安永6年(1777)	196×47

展示番号	資料名	額面	表裏	整理番号	年代	外寸(mm)
3-3	麻田藩(摂津国)銀札	銀5匁	表	712	不明	172×45
3-4	櫛羅藩(大和国)銀札	銀1匁	表	698	不明	152×36
3-5	福山藩(備後国)銀札	銀2分	表	414	天明2年(1781)	185×46
3-6	大洲藩(伊予国)銀札	銀3匁	表	588	延享3年(1746)11月	170×46
3-7	盛岡藩(陸奥国)米札	米5合(錢24文)	表	323	天保6年(1835)	161×40
3-8	盛岡藩(陸奥国)米札	米7合(錢32文)	表	322	天保6年(1835)	160×38
3-3)靈獸・縁起物・その他						
3-9	小浜藩(若狭国)米札	米4斗(銀20匁)	表	2	寛政10年(1798)	160×59
3-10	小浜藩(若狭国)米札	米1斗(銀5匁)	表	3	寛政10年(1798)	156×57
3-11	津山藩(美作国)銀札	銀10匁	裏	363	享保15年(1730)	181×54
3-12	大洲藩(伊予国)銀札	銀1匁	裏	593	延享3年(1746)11月	164×46
3-13	大洲藩(伊予国)銀札	銀5分	裏	594	延享3年(1746)11月	169×46
3-14	秋月藩(筑前国)銀札	銀2匁	表	916	天保6年(1835)	155×46
3-15	鶴田藩(美作国)銀札	銀1匁	裏	297	不明	158×45
3-16	田原本藩(大和国)銀札	銀1匁	表	749	寛保2年(1742)9月	164×40
3-17	大洲藩(伊予国)銀札	銀100匁	裏	586	不詳	163×43

4. 様々な紙幣

4-1	山田羽書(伊勢国)	銀2分	表	671	文久3年	160×29
4-2	山田羽書(伊勢国)	銀1匁	表	673	天保13年(1842)	160×29
4-3	伏見宮家(山城国)銀札	銀1匁	表	1055	慶応2年(1866)	155×34
4-4	伏見宮家(山城国)銀札	銀5分	裏	1050	慶応2年(1866)	147×30
4-5	住吉社(摂津国)銀札	銀1匁	表	575	嘉永7年(1854)	148×37
4-6	浅香宮(摂津国)銀札	銀1匁	表	1042	万延元年(1860)	154×34
4-7	伊丹酒造取締方(摂津国)銀札	銀1匁	表	846	庚申年	155×43
4-8	西宮惣会所(摂津国)銭札	銭100文	表	859	庚申年6月	150×43
4-9	阿瀬山(但馬国)銀札	銀1匁	裏	799	安政3年(1856)	138×40
4-10	宝永山(但馬国)銀札	銀5分	裏	800	不明	145×44
4-11	郡山伝馬所(摂津国)銭札	銭100文	表	994	明治2年(1869)7月	94×34
4-12	郡山伝馬所(摂津国)銭札	銭500文	裏	993	明治2年(1869)7月	101×39
4-13	岡崎宿(三河国)銭札	銭16文	裏	465	午年12月	112×37

5. 明治時代の紙幣

5-1)明治政府が目指したお金の仕組み

5-2)藩札の後継者：太政官札と民部省札

5-1	太政官札	金5両	表	623	慶応4年(1868)	149×53
5-2	太政官札	金1両	裏	625	慶応4年(1868)	112×39
5-3	民部省札	金1分	表	628	明治2年(1869)	101×39
5-4	民部省札	金1朱	裏	680	明治2年(1869)	88×34
5-5	西郷札	金50銭	表	661	明治10年(1877)6月	98×60
5-6	西郷札	金20銭	裏	335	明治10年(1877)6月	95×58

5-3)お金の近代化

5-7	大蔵省兌換証券	金1円	表	630	明治4年(1871)	98×45
5-8	大蔵省兌換証券	50銭	裏	631	明治4年(1871)	94×40
5-9	新紙幣(明治通宝)	金1円	表	-	明治5年(1872)	113×72
5-10	福岡藩(筑前国)銀札(大蔵省朱印)	銀3分→2厘	表	915	嘉永3年(1850)	133×40
5-11	大阪為替会社札	銭500文	表	646	明治2年(1869)	99×37
5-12	西京為替会社札	金1両	裏	639	明治2年(1869)	132×42



発行日：令和2年11月19日

発行：京都教育大学教育資料館
まなびの森ミュージアム

〒612-8522 京都市伏見区深草藤森町1番地

電話 075-644-8177

<https://www.kyoto-u.ac.jp/museum/>

印刷所：エスフラックス Kyodo デザインスタジオ